

内管漏えい検査

委託の手引き

令和3年3月25日

東海ガス株式会社

## 目 次

|                 |          |
|-----------------|----------|
| I. はじめに         | ..... P1 |
| II. 基本要件        | ..... P2 |
| III. 定期漏えい検査の要件 | ..... P4 |
| IV. 開栓時漏えい確認の要件 | ..... P6 |
| V. その他          | ..... P7 |

## I. はじめに

本書は、東海ガス㈱（以下「当社」といいます）の内管漏えい検査（法定業務である「定期漏えい検査」および自主保安業務である「開栓時漏えい確認」）の委託店となって当社の供給地域にて都市ガスの内管漏えい検査を行うことを希望される企業・個人の方にその必要要件や手順等をご紹介するために作成したものです。

内管漏えい検査は、ガス工作物の維持等を規定したガス事業法第 61 条（ガス事業法技省令 51 条、解釈令第 113 条等）に基づき、腐食・老朽等の経年劣化が原因となって引き起こされる内管等のガス漏えいの有無を確認して、重大事故の発生を未然に防止することにより需要家保安の確保を目的として実施するものであり、当社は、これを全うできることを前提に委託店を選定しています。また、法では規定されていない内容でも、重要かつ確認可能なものについては、幅広く点検等を行い、需要家保安の向上に努めるため、内管漏えい検査を自らの管理下におき、当社としての基準やその他の諸基準を定め、委託店を適切に指導しながら、お客さまに安全安心にガスをご利用いただく仕組みとしております。

内管漏えい検査の委託店を検討される企業の方々にあっては、この点を十分ご理解いただきつつご検討いただければ幸いに存じます。

「参考」ガス事業法（抜粋）2017 年 4 月 1 日施行

### 【ガス事業法第 6 1 条第 1 項】

一般ガス導管事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

### 【ガス工作物の技術上の基準を定める省令第 5 1 条第 2 項】

道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。

## II. 基本要件

当社は、内管漏えい検査のいずれの業務において、委託する際に必要な基本的な要件を以下のように定めます。

### (1) 認定要件

- ① 取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ② 継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ③ 所定の資格を有する要員を一定数以上確保しており、業務に従事させ得ること。
- ④ 内管漏えい検査業務に必要な装備を一定数以上保有しており、業務に利用できること。
- ⑤ 当社の供給区域内での内管漏えい検査業務に支障を来さない地域に事業所を有すること。

### (2) 欠格要件

- ① 精神の機能の障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者。
- ② 破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
- ③ 委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
- ④ 反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
- ⑤ その他当社が別途定める要件に該当する者。

### (3) 保安水準の確保

- ① 保安水準の確保のため当社が行う項目を以下の通りとする。
  - ・当社は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを定期的に確認する。
  - ・当社は、必要に応じて内管漏えい検査の実施状況について、抜き取り検査を行い、検査結果を委託先管理者へフィードバックし、不備がある場合は改善を求める。
  - ・当社は、委託先へ内管漏えい検査の実施状況を確認するために、必要に応じて委託先の事業所監査を行う。
- ② 保安水準の確保のため委託先に求める要件を以下の通りとする。
  - ・委託先は、保安水準を確保するための体制を当社の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告する。変更が必要な場合は速やかにその内容を報告すること。
  - ・委託先は、当社が定めた自主保安業務を実施すること。
  - ・委託先は、当社が定めた保安品質、カスタマーサティスファクション（CS）等の諸施策等に協力すること。

- ・委託先は、当社が実施する内管漏えい検査の実施状況確認のための委託先事業所調査を受けること。また、調査結果の指摘・改善事項に対して、真摯に対応するよう努めること。
- ・委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者・検査員へ保安に関する指示を行い、当社が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。
- ・委託先の管理者は、当社が実施する内管漏えい検査の抜き取り調査のフィードバックを受けた場合、その調査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。
- ・委託先の検査員は、当社の指定する資格を取得していること

#### (4) 自主保安業務の実施

- ① 当社は自主保安業務を以下のように定め、委託先が実施することを要請する。

##### 【自主保安業務・灯外、灯内内管の経路確認】

- ・灯外、灯内内管の露出部の外観検査
- ・ガス警報器等の確認
- ・安全使用周知、点検結果のお知らせ
- ・不使用ガス栓の誤操作防止キャップ取付
- ・空気抜き孔付き機器接続ガス栓の確認、ステッカー貼付
- ・不同沈下の有無確認
- ・経年埋設内管入替のすすめ
- ・末端ガス栓の設置状況の確認
- ・不使用ガス栓に対するガス栓キャップの有無確認・取付
- ・厨房内の水の影響を受ける配管の腐食有無確認（該当物件のみ）

#### (5) 再委託への対応

- ① 当社は、再委託への対応を以下のように定める。

##### 【委託先に求める要件】

- ・委託先は、あらかじめ書面により当社の承諾を得たうえで、再委託の手続きを行うこと。
- ・委託先は、当社と委託先との契約内容を再委託先との契約内容に反映すること。
- ・委託先は、再委託先を管理する方法を当社へ事前に書面にて説明すること。
- ・委託先は、定期的に再委託先の管理状況（抜き取り調査結果や指導、その内容など）を当社へ報告すること。

**【再委託先に求める要件】**

- ・再委託先は、委託先との契約内容を遵守することの誓約書を、委託先を通じて当社へ提出すること。

(6) 委託の取り消し等

- ① 当社は委託先に保安水準を確保できない行為、不正または不信な行為が認められた場合等の措置を以下の通り定める。
  - ・当社は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。
  - ・当社は、委託先が契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
  - ・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、当社は委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、業務を停止できるものとする。

III. 定期漏えい検査の要件

当社は、「定期漏えい検査」において、その特性に応じた要件を以下のように定めます。

(1) 対象範囲

- ・全ての需要家

(2) 必要資格

当社は、定期漏えい検査を委託するうえで必要な委託先検査員の資格を以下の通り定めます。

**【委託先に求める要件】**

- ・日本ガス協会 内管検査員資格を有すること
- ・日本ガス協会 消費機器調査員資格を有すること

(3) 業務実績

当社は、定期漏えい検査を委託するうえで必要な委託先及び委託先検査員の資格の要件を以下の通り定めます。

**【委託先に求める要件】**

- ・委託先としての業務実績：定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績（ともに「液石法に基づく LP ガス」を除く）が 4 年以上あること。
- ・検査員としての業務実績：定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績（ともに「液石法に基づく LP ガス」を除く）が 3 カ月以上、または内管検査員資格を有する者に 1 カ月以上同行して業務の現場教育を受けた者が業務を推進する適正な人数を確保していること。

**(4) 関与・統制、信頼性**

当社は、委託先に対して関与・統制、信頼性を確保するための要件または、それらに代替しうる要件を以下に定める。

- ・当社の関係会社または当該関係会社の子会社や関係会社であること。
- ・当社または、その関係会社から管理者が派遣されていること。
- ・当社と長期的（10 年程度）な取引があること。
- ・当社と関与・統制、信頼性を確保するための契約（協定）を締結すること。
- ・法定周期を遵守すること。

**(5) 継続的な体制確保**

当社は、委託先に対して、継続的に最適な要員体制を維持・管理するための要件を定める。

**【当社が行う項目】**

- ・当社は、業務委託契約において、委託先が長期継続できる体制を構築することを定める。
- ・当社は、委託先の経営状況や経営の安定性を確認する。
- ・当社は、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認する。

**【委託先に求める要件】**

- ・委託先は、業務体制、検査員の要員計画を定期的に当社へ届け出ること。
- ・委託先は、長期継続できる体制を構築すること。
- ・委託先は、2 年以上前に解約を申し入れること。
- ・委託先は、継続的に受託できなくなった場合、自らに代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を負担すること。

**(6) 効率的な運用**

当社は、定期漏えい検査の周期管理や検査巡回を確実かつ効率的に行うことで法定周期を確実に遵守するため、必要な要件を定める。

**【当社が行う項目】**

- ・当社は、地区制度による確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行う。

**【委託先に求める要件】**

- ・委託先は、当社が運用している地区制度などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
- ・委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は当社が定めた方法により法定周期を管理すること。
- ・委託先は、当社が指定するシステムや携帯端末などを活用し、検査業務を管理すること。

IV. 開栓時漏えい確認の要件

当社は「開栓時漏えい確認」において、その特性に応じた要件を以下に定めます。

(1) 対象範囲

- ・全ての需要家

(2) 必要資格

当社は、開栓時漏えい確認を委託するうえで必要な委託先の検査員の資格の要件を以下の通り定める。

**【委託先に求める要件】**

- ・日本ガス協会 内管検査員資格を有すること
- ・日本ガス協会 消費機器調査員資格を有すること

(3) 業務実績

当社は、開栓時漏えい検査を委託するうえで必要な委託先及び委託先検査員の資格の要件を以下の通り定めます。

**【委託先に求める要件】**

- ・委託先としての業務実績：開栓時漏えい確認または内管保安・工事に関する業務実績（「液石法に基づくLPガス」を除く）が1年以上あること。
- ・検査員としての業務実績：定期漏えい検査（「液石法に基づくLPガス」を除く）または開栓時漏えい確認の実績が3カ月以上、または内管検査員資格を有する者に1カ月以上同行し業務の現場教育を受けた者が、業務を推進する適正な人数を確保していること。

(4) 体制確保

当社は、開栓時漏えい確認で委託するうえで必要な体制の要件を以下の通り定める。

**【委託先に求める要件】**

- ・委託先は、開栓の繁忙期（引っ越しの多い時期）においても対応できる体制を確保すること。
- ・委託先は、長期休暇（ゴールデンウィーク、お盆・年末年始）においても一定の業務体制を確保すること。

V. その他

(1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

工場や特定地下街・地下室等、超高層・特定大規模などの建物区分が上位の建物（配管系統が複雑な建物・特殊設備「ガス遮断装置、整圧器等」が設置されている建物等、法定周期が1年の建物）や圧力区分が中圧などの当社が指定する検査対象において、内管漏えい検査を行ううえで委託先に特殊な技能・経験が必要な場合、当社は、別途その特性に応じた要件を以下の通り定める。

**【委託先に求める要件】**

- ・委託先は、特定地下街・地下室等の場合、委託先が定期漏えい検査時に地下区分設定の確認ができること。
- ・委託先は、内管図面により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
- ・委託先は、定期漏えい検査時に特殊設備（ガス遮断装置など）の作動確認ができること。
- ・委託先は、内管工事・維持管理の実績があること。

(2) 受託するための手順・手引き

① 受託相談

- ・当社は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託先選定期間や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。

② 受託申請手続き

- ・受託希望者は、受託申請書類に必要事項を記載し、当社が指定する窓口へ提出する。

③ 申請書類確認

- ・当社は、受託希望者から提出された申請書類の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認する。

**【申請・相談窓口】**

東海ガス株式会社

TEL : 054-647-7151 Fax : 054-643-4143

④委託先選定

・当社は、保安水準の確保および法定周期遵守等の観点から、受託希望者に対する審査基準を設け、その基準にもとづいて審査を行い、委託先を選定する。

【定量基準】 認定要件・必要資格・業務実績（代替措置含む）、継続的な体制確保

【定性基準】 保安水準の確保（経営者の保安意識等）、関与・統制、信頼性

以上

令和3年3月25日 制定